

# 佐賀県地域防災計画 修正の概要

## 【背景】

『国の防災基本計画の修正（令和5年5月分）』及び『令和4年度の県の災害対策の取組』を踏まえて、より実効性のある計画とするため、佐賀県地域防災計画を修正する。主な修項目は下記の通り。



## 国の防災基本計画の修正関係

### その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

#### ○多様な主体と連携した被災者支援

- ・都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化【風水害編P.83、地震・津波編P.108】
- ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化【風水害編P.83、地震・津波編P.108】
- ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備【風水害編P.64、地震・津波編P.88】

#### ○国民への情報伝達

- ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達【地震・津波編P.132】
- ・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施【風水害編P.154、地震・津波編P.177】
- ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進【風水害編P.26、地震・津波編P.52】

#### ○デジタル技術の活用

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用【風水害編P.66・P.261、地震・津波編P.90・P.284】

## 県の取組による修正関係

### 令和5年度の県の災害対策の取組を踏まえた修正

#### ◎災害警戒体制（組織）の見直し

- ・令和5年7月九州北部豪雨において災害警戒本部体制で対応を行った際、被災状況に応じた（計画未記載の）対応（現地への職員派遣等）の教訓を踏まえ、災害警戒体制（組織）の見直しを実施（次項参照）  
【風水害編P.92、地震・津波編P.113、原子力編P.44、その他編P.31・P.46・P.69・P.84】

# 災害警戒体制（組織）の見直しについて（概要）

【趣旨】 災害対策本部に至らない程度の局所的な災害が発災した場合の組織構成について説明するもの。

⇒ 従来の「災害警戒本部」から「**災害警戒対策本部**」への名称変更及び「**現地災害警戒対策本部**」の設置

## 【設置基準】

- ・ 県内に、風水害が発生した場合。
- ・ 県内に、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、洪水の各警報が発表され、風水害が発生するおそれがある場合。

## 【所掌事務】

- ・ 災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整
- ・ 災害が発生するおそれがある段階における事前避難の実施に関する検討及び災害救助法適用に関する調整

## 【設置基準】（左記基準に追加）

- ・ 災害対策本部に至らない程度の災害が発災し、災害応急対策が必要であると判断した場合 → 「**災害警戒対策本部**」の設置

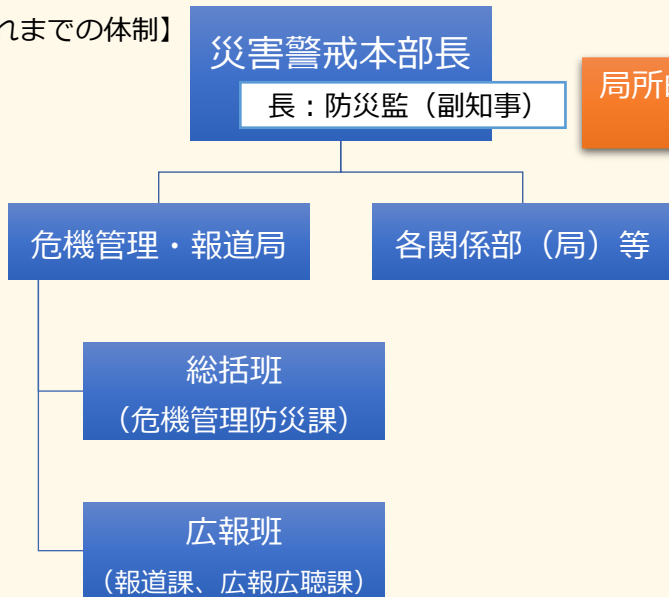
## 【所掌事務】（左記所掌事務に追加）

- ・ 防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整
- ・ 災害救助法適用に関する調整

## 【その他】

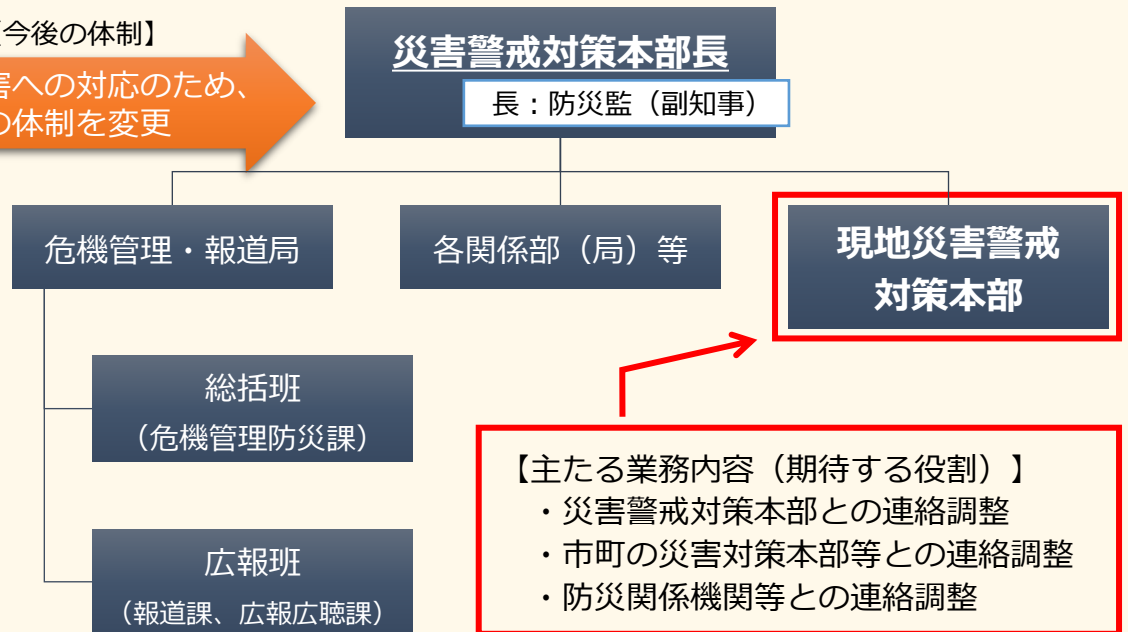
**「現地災害警戒対策本部」の設置、所要の要員派遣**

## 【これまでの体制】



## 【今後の体制】

局所的な災害への対応のため、従来の体制を変更



【備考】 県が災害対策本部（長：知事）に移行した場合、現地災害警戒対策本部は「現地災害対策本部（長：防災監（副知事））」に移行。